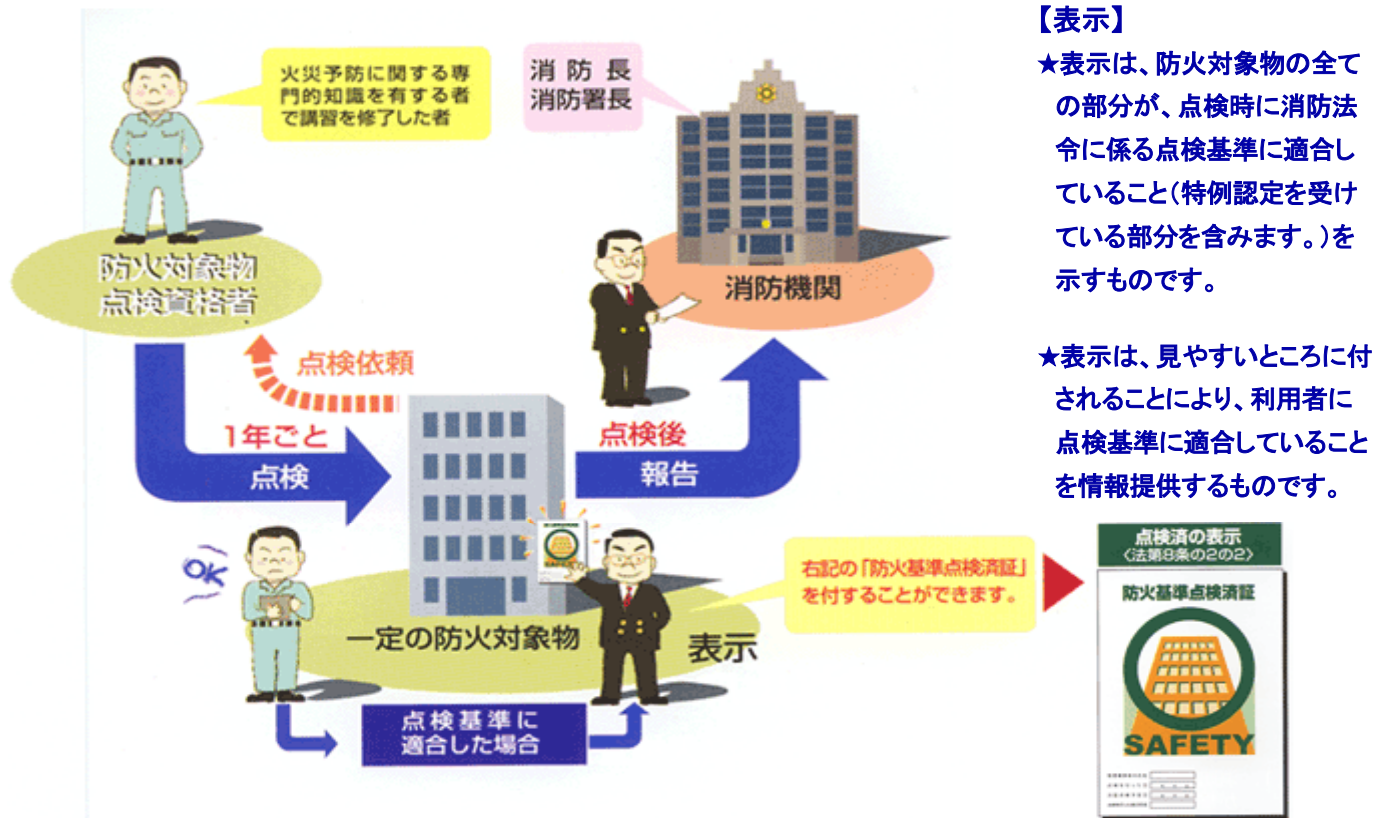




法8条の2の2 制度説明

防火対象物定期点検報告

◆ 定期点検の流れ



◆ 資格者による点検

点検は、防火対象物の火災の予防に関し専門的知識を有する防火対象物点検資格者に行わせなければなりません。

★防火対象物点検資格者は、防火対象物点検資格者講習を修了し、免状の交付を受けた者のことです。

★防火管理者として3年以上の実務経験を有する方などがこの講習を受講することができます。

点検項目	点検資格者は、消防法令に定められている次のような項目を点検します。 (次に示す点検項目はその一部です。)
	● 防火管理者を選任しているか。
	● 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
	● 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
	● 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
	● カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
	● 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。

◆ 点検報告を必要とする防火対象物

表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となります。

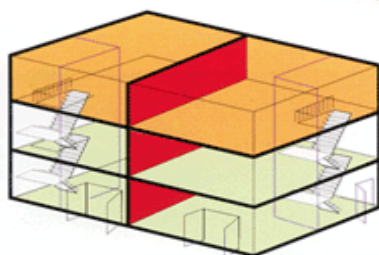
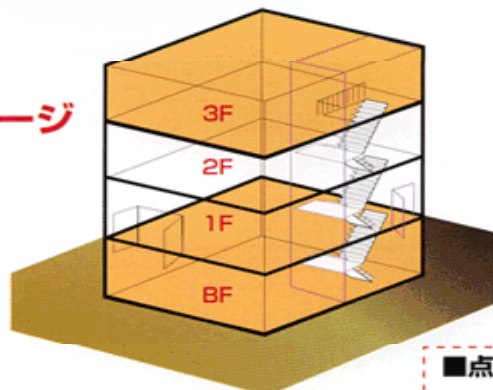
<表1>

		用 途
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	ファッションマッサージなどの性風俗営業店舗等
	ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ、テレクラなどの個室型営業店舗等
(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、乳児院、障害児入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、保育所等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9)項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が表1の1から7に該当する用途に供されているもの
(16の2)項		地下街

<表2>

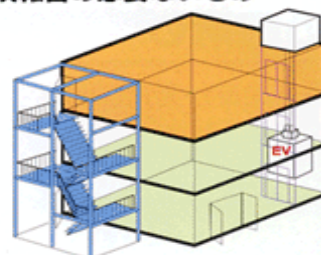
防火対象物 全体の収容人員	30人未満	30人(16)項ロ又は(16)項イ及び(16の2)項のうち(6)項ロを含む場合は、10人と読み替える)以上300人未満	300人以上
点検報告義務の有無	点検報告の義務はありません。	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1. 特定用途(表1の1から7に該当する用途のこと)が3階以上の階又は地階に存するもの 2. 階段が1つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除)	すべて点検報告の義務があります。

点検報告が必要な防火対象物のイメージ



注1 階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合

■点検報告の必要ないもの



注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合

特例認定

◆ 特例認定制度の流れ

【表示】

★表示は、防火対象物の全ての部分が、3年間継続して消防法令を遵守しているとして認定を受けていることを示すものです。

★表示は、見やすいところに付されることにより、利用者に消防法令を遵守していることを情報提供するものです。



◆ 認定の要件

消防長又は消防署長は、検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防火対象物として認定します。

認定要件

消防機関は、消防法令に定められている次のような要件に該当するかを検査します。
(以下の要件はその一部です。)

- 管理を開始してから3年以上経過していること。
- 過去3年以内に消防法令違反をしたことによる命令を受けていないこと。
- 過去3年以内に防火対象物点検報告が一年ごとにされていること。
- 防火管理者の選任及び消防計画の作成の届出がされていること。
- 消防訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、あらかじめ消防機関に通報していること。
- 消防用設備等点検報告がされていること。

◆ 認定の失効

- 認定を受けてから3年が経過したとき (※失効前に新たに認定を受けることにより継続できます。)
- 防火対象物の管理について権原を有する者が変わったとき

◆ 認定の取消し

- 消防法令違反が発覚した場合、消防機関から認定を取り消されます。